

TERMS AND CONDITIONS
FOR ACCOMMODATION CONTRACT

宿泊約款

宿泊約款

適用範囲

- 第1条
1.

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとし、ます。
2.

当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲での特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、ます。

宿泊契約の申し込み

- 第2条
1.

当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

(1)

宿泊者名

(2)

宿泊日及び到着予定時刻

(3)

宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料金による）

(4)

a.

申込者名およびその連絡先

b.

宿泊料金の支払い者名及びその連絡先

(5)

その他当ホテルが必要と認める事項
2.

宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理し、ます。

宿泊契約の成立等

第3条

- 1. 宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第2条の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金を要しないこととする特約

第4条

- 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条

1. 当ホテルは次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室に余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。或いは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が暴力団の関係者であるとき。

宿泊客の契約解除権

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条2項規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客は宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。但し、当ホテルが第4条1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後6時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

第7条

1. 当ホテルは、次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められたとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊客が暴力団関係者であると認められたとき。
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (7) 宿泊客が次条の規定する登録・呈示等を行わないとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。或いは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊の登録

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのレセプションにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他、当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行者用小切手、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間	第9条	1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日正午までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次にあげる追加料金を申し受けます。 (1) 超過3時間までは、客室料金の30% (2) 超過6時間までは、客室料金の半額 (3) 超過6時間以上は、客室料金の全額
利用規則の厳守	第10条	1. 宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。 2. ホテル内への火災の原因となる電気機器やガス機器の持ち込みは一切禁止されています。また、可燃物・引火性物質・強い臭気や有毒なガスを発するもの、ならびに現地の法令で禁止されている物品の持ち込みも禁止されており、法的処罰の対象となります。
営業時間	第11条	1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の表示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。 ● フロントサービス(ベルデスク) 24時間 ● コンシェルジュサービス 午前8時～午後10時 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがございます。その場合には適切な方法をもってお知らせいたします。
料金の支払い	第12条	1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定法は、別表第1に掲げるところによります。 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行者用小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当ホテルが請求したとき、レセプションにおいて行っていただきます。 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任	第13条	1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。 2. 当ホテルは、消防機関からホテルの営業許可を受領しておりますが、万が一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
契約した客室の提供ができないときの取扱い	第14条	1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。
寄託物等の取扱い	第15条	1. 宿泊客がレセプションにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは30万円を限度としてその損害を賠償します。 2. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってレセプションにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失による滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。但し、宿泊客から予め種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は 携帯品の保管	第16条	1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がレセプションにおいてチェックインする際にお渡しします。 2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。 3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項規定に準じるものとします。
駐車の責任	第17条	1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両管理責任まで負うものではありません。
宿泊の責任	第18条	1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項、第12条第1項参照)
税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

内 訳	清 算
宿泊客が支払うべき総額 宿泊料金	—
1. 基本料金(室料)	—
2. サービス料	1 × 15%
3. 消費税	(1+2)× 10%
4. 飲食料及びその他の利用料金	—
5. 俱知安町宿泊税	1 × 3%
6. 入湯税	お1人様1日150円 (1週間以上にわたる長期宿泊入湯の場合は1日70円) ※12歳以上のお客様に限る

別表第2

違約金(第6条第2項参照)

ご予約のお取消し日	ご予約いただいたお部屋数			
	個人 1日9部屋以下		グループ 1日10部屋以上または 述べ30泊以上	グループ 1日30部屋以上
	ホワイト シーズン	グリーン シーズン		
不泊	100%	100%	100%	100%
2日前	100%	1泊分	100%	100%
10日前	100%	—	100%	100%
20日前	100%	—	100%	100%
30日前	100%	—	50%	50%
60日前	100%	—	—	—

- 別表第2に関する補足
1. %は、個人の場合基本宿泊料に対する違約金の比率です。グループの場合は契約全体に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を取受します。
 3. お取消料は特定日や市況に応じて変更、別途料金が発生する場合があります、また長期契約等の場合に除外されることがあります。
 4. グループのお取消料は、ご契約いただいている延べ部屋数ならびに飲食売り上げ、および会議イベント会場使用料に適用されます。
 5. お取消料は、グループ全体の取り消しではなく、部分的な取り消しや減室の場合にも適用されます。
 6. ホワイトシーズン:12月～4月 グリーンシーズン:5月～11月